

一般廃棄物収集運搬業許可証

埼玉県狭山市大字下広瀬 782 番地の 2
奥富興産株式会社
代表取締役 奥 富 猛 様

狭山市長 小 谷 野



狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 27 条第 1 項の規定により、
次のとおり許可します。

許 可 番 号	許可第 15 号		
営業所の所在地及び名称	埼玉県狭山市大字下広瀬 782 番地の 2 奥富興産株式会社		
取り扱う一般廃棄物の種類	ご み	事 業 ご み	○
		家 庭 一 時 多 量 ご み	—
	し 尿	特 定 家 庭 用 機 器 廃 棄 物	—
			—
			—
浄化槽汚泥		—	
収集又は運搬の区別	収集・運搬 (積替え保管を除く)		
営業の区域	狭山市内全域		
許可の有効期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日		
<u>許 可 の 条 件</u>			
1 狭山市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例及びその他関係法令を遵守すること。 2 事業の用に供する許可車は、裏面のとおりとする。 3 市の中間処理施設に搬入する場合は、市の指示に従うこと。 4 収集運搬業の業務実績について、前月分を毎月 10 日までに提出すること。			

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、狭山市長に対して異議申し立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日 (前記の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てについての決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、狭山市を被告として (狭山市長が被告の代表者となります。) 訴訟を提起することができます。